

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年 5月29日
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野公一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町一丁目 5番 5号
【電話番号】	078-302-7039（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 相川法男
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島南町一丁目 5番 5号
【電話番号】	078-302-7039（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 相川法男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 16,200,000円  新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の合計額を合算した金額 1,618,200,000円  （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8番16号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	12,000個
発行価額の総額	16,200,000円
発行価格	1,350円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1,350円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年6月14日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	カルナバイオサイエンス株式会社 経営企画部
払込期日	平成25年6月17日
割当日	平成25年6月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神戸支店

（注）1 カルナバイオサイエンス株式会社第14回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）は、平成25年5月29日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は12,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の大阪証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：当初93,450円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。）</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は12,000株（平成25年5月29日現在の発行済株式総数に対する割合は16.34%）、割当株式数は1株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：1,137,600,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式であり、単元株制度は採用していない。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、12,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。   <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> <li>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して払い込まれる当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初133,500円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>別記「(2)新株予約権の内容等（注）」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が93,450円（以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	---

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

	(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,618,200,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年6月18日から平成27年6月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神戸支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,350円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,350円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

## （注）1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、未だ有効な治療法が確立されていない疾患である、ガン疾患、リウマチ等の免疫炎症疾患およびアルツハイマー病等の神経変性疾患等を適応疾患として、経口<sup>(1)</sup>の分子標的薬の創製に取り組む創薬バイオベンチャー企業であります。当社は、2003年の創業以来、「キナーゼ」というヒトの体内に518種類あるといわれるタンパク質（酵素）を標的とする全く新しい薬の創製をするための様々な先進のバイオテクノロジーに基づく創薬基盤技術を培ってまいりました。これらキナーゼは、ヒトの細胞内の活動を制御する多様なシグナル伝達上で重要な役割を担っており、ガン、リウマチ、アルツハイマー病等の疾患では、キナーゼの異常な活性や特異な形態の変化が生じているキナーゼの過剰産生が引き起こされており、当社が研究開発を行っているキナーゼ阻害薬は、このような異常キナーゼの活性のみを阻害し、疾患の原因となっている細胞内シグナルを正常化に向かわせることにより、病態の改善を図るものです。したがって、病に深く関与する原因物質のみを標的とするため、副作用が少ない薬として注目されています。

現在、米国FDA（the Food and Drug Administration<sup>(2)</sup>）では、2001年に初めて承認されたイマチニブ（商品名：グリベック、製造販売元：ノバルティス社）以降、19種類にのぼる経口のキナーゼ阻害剤が上市されており、慢性骨髄性白血病等の血液ガン、腎細胞ガンや乳ガンなどの固形ガン、さらに2012年にはガンだけではなく関節リウマチを適応疾患とした新薬であるトファシチニブ（商品名：ゼルジャンズ）がファイザー社により上市され、患者様のもとに送り届けられています。とくに2011年以降、米国FDAにより認可されたキナーゼ阻害剤は10種類に及び、これら新薬の研究開発の起源はその多くが大手製薬企業ではなくバイオベンチャーが創製したキナーゼ阻害薬にあります。大手製薬企業はブロックバスター<sup>(3)</sup>と呼ばれるその主力商品が2010年頃を境に特許切れを迎え、収益基盤の強化が求められるなかで、独自の研究拠点を設けて新たな収益の柱となる新薬の研究開発を進めてまいりましたが、現在はオープンイノベーションという画期的な新薬候補化合物を外部から広く取り入れるという研究開発体制に移行しつつあり、バイオベンチャーから導入（ライセンスイン）もしくはバイオベンチャーを買収するという方向性のなかで、有望な新薬候補化合物の確保を急いでおります。

当社は、このような事業環境のなか、当社が有するキナーゼ阻害薬創製に係る創薬基盤技術を駆使し、上記のガン、免疫炎症疾患及び神経変性疾患を適応疾患とした画期的な新薬候補化合物を創り出し、大手製薬企業に導出（ライセンスアウト）するという米国のバイオベンチャーが確立した成功モデルを参考に、創薬事業におけるビジネスモデルを確立し、現在複数の研究テーマにおいて複数の相手先との導出交渉を行っております。さらに、これら当社の創薬基盤技術に基づき、品質の高い試薬としてのキナーゼタンパク質製品やプロファイリング・スクリーニング等の受託試験サービス、ならびに様々な細胞を用いたセルベースアッセイサービス等の提供を通して、創薬支援事業として確立したビジネスを展開し、全世界の製薬企業やバイオベンチャーの創薬研究を支援し収益を獲得しております。

当社は、創薬事業と創薬支援事業というこれら2つの事業を同時に行うことで、技術の相互補完を図るとともに、創薬支援事業における収益を創薬事業に投入することで、研究開発を強力に推し進めております。

今回の資金調達は、非臨床試験段階にある当社の創薬事業における研究テーマについて、大手製薬企業等との導出交渉を成功に導くための非臨床試験の更なる高度化及び外部リソースの積極的な活用を含めた研究開発の迅速化、さらには当社が有する4万にのぼる化合物群のハイスループット・スクリーニングから見出された次世代の研究テーマとして蓄積し現在探索段階にある化合物群の最適化および非臨床試験の費用に充当することを主要な目的として実施いたします。今回の資金調達により、財務基盤の強化を図り、事業価値の最大化を目指してまいります。

## （語句説明）

- （ 1 ）経口薬のことをいい、一般的な飲み薬をいいます。点滴などの注射剤に比べ通院負担が軽減されるとともに、比較的安価に製造が可能となる等、医療経済的な社会的価値も高い薬剤です。
- （ 2 ）米国における日本の厚生労働省にあたる薬や食品等の規制等を行う省庁のこと。
- （ 3 ）年間1千億円以上の大型の売上を計上する薬をいう。

## 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約（本項において、以下「本契約」といいます。）を締結いたします。本契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、本契約に定める本項の下記に記載する主要なものを含む一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、上記一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

平成25年6月18日から平成27年4月30日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合、及び平成27年5月1日以降はいつでも、メリルリンチ日本証券は、平成27年5月26日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本契約に基づいて、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

### (2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。



また、下記「本スキームの特徴」に記載のとおり、貸株及び空売りに抑制的であることも特徴です。  
当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

（本スキームの特徴）

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。  
本新株予約権の目的である当社普通株式数は12,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成25年5月29日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は、16.34%）。  
当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。  
本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。  
メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。  
メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

（本スキームのデメリット）

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。  
株価が下落した場合、調達額が予定額を下回る可能性があること。  
株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。  
株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。  
他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。  
借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項なし

- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項なし
  
  - 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし
  
  - 6 本新株予約権の行使請求の方法
    - (1)本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
    - (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
    - (3)本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
  
  - 7 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
  
  - 8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
該当事項なし

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,618,200,000	13,000,000	1,605,200,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（16,200,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の合計額（1,602,000,000円）を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記関連費用等の合計額であります。

### (2)【手取金の使途】

資金の使途	金額（百万円）	支出予定時期
当社創薬研究テーマに係る非臨床試験及びその付帯費用 (非臨床試験の高度化、迅速化)	1,405	平成26年12月期～平成28年12月期
新たな研究テーマを創出するための研究開発費用及びその付帯費用	200	平成26年12月期～平成28年12月期

今回調達した資金は、別記「1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注)」欄第1項（本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由）に記載の通り、非臨床試験段階にある当社の創薬事業における研究テーマについて、大手製薬企業等との導出交渉を成功に導くための非臨床試験の更なる高度化及び外部リソースの積極的な活用を含めた研究開発の迅速化、さらには当社が有する4万にのぼる化合物群のハイスループット・スクリーニングから見出された次世代の研究テーマとして蓄積し現在探索段階にある化合物群の最適化及び非臨床試験の実施費用等に充当してまいります。その内訳は上表のとおりであります。なお、各項目に係る詳細は以下のとおりであります。

当社創薬研究テーマに係る非臨床試験及びその付帯費用については、前臨床段階または化合物の最適化の段階にあるキナーゼ阻害薬の研究開発速度を外部研究リソースの積極的な活用により迅速化するとともに、当社研究テーマの市場価値を高め、導出による業績に与える影響額を増大させるために、現時点で設定している適応疾患だけでなくさらに薬の効果が認められる疾患を拡大するための薬効薬理試験、ならびに副作用がないかをあらゆる角度から詳細に調査するための毒性試験の高度化、既存薬との併用療法での薬効試験など、非臨床試験の高度化に投じてまいります。

新たな研究テーマを創出するための研究開発費用及びその付帯費用については、当社は自社内の創薬研究部門におけるハイスループット・スクリーニングにより見出された現在探索段階にある新規テーマ候補化合物群を複数有しており、リード化合物の最適化を進め、早期に導出候補テーマに育てていく方針であります。その研究開発を強力に推進していくための非臨床試験の高度化に係る費用に充当してまいります。

当社は、キナーゼに関する高度な専門知識とノウハウ、さらには創薬支援事業として製薬企業等に対して有償での提供が可能なレベルのキナーゼに係る創薬基盤技術を有しており、これら当社の技術力の結集を図るとともに、資金調達による手取金額を各種試験等に積極的に投じることにより、収益の恒常的な安定化を目指してまいります。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

名称	メリルリンチ日本証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎
資本金	119,440百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%

(注) 主たる出資者であるメリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッドは、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションを完全親会社とするメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクの完全子会社であります。

##### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項なし	
資金関係	該当事項なし	
技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし	

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年5月28日現在のものです。

##### c．割当予定先の選定理由

当社は、公募増資を含め、さまざまな資金調達方法を検討して参りましたが、国内外の金融機関から複数の提案がありましたが、その中で、メリルリンチ日本証券と協議の上で設定した本新株予約権による資金調達の方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。はじめに検討した公募増資は、現在の当社株式の価値からすると当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が生じる等の理由により、当社のニーズに合致するところとはなりません。かかる検討を進めるなかで、メリルリンチ日本証券から提案を受け、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注)」欄第2項(本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容)に記載した商品性や過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は12,000株です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同規則の取扱い2(1)乃至(6)までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の平成24年3月期の事業概要に含まれる貸借対照表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるメリルリンチ日本証券は、その親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されております。メリルリンチ日本証券は金融商品取引業者としての登録を行い、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。当該評価の結果は一定の金額のレンジで提示されますが、当社は、かかるレンジの上限値の10円未満の端数を切り上げ、本新株予約権1個の払込金額を金1,350円といたしました。また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年5月28日）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

当社監査役全員も、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成25年5月29日現在の総議決権数に対して最大16.34%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注)」欄第1項（本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由）の欄に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計12,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は5,958株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後 の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
小野薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町二丁目1番5号	14,090	19.35	14,090	16.49
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング			12,000	14.04
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	3,138	4.31	3,138	3.67
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	2.75	2,000	2.34
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,843	2.53	1,843	2.16
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	1,540	2.12	1,540	1.80
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番1号	1,103	1.52	1,103	1.29
クリスタルゲノミクス社 (常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンパグー ブンナップ ドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディング6階	1,000	1.37	1,000	1.17
バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号	1,000	1.37	1,000	1.17
カルナバイオサイエンス役員持株会	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番5号	962	1.32	962	1.13
計		26,676	36.64	38,676	45.26

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3 割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e . 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。



**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項なし

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項なし

**8【その他参考になる事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期、提出日平成25年3月27日）及び四半期報告書（第11期第1四半期、提出日平成25年5月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、それぞれの提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年5月29日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年5月29日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）提出日（平成25年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年5月29日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成25年3月28日提出）

#### 1 提出理由

平成25年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月26日

##### (2) 決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、吉野公一郎、相川法男、桑原慎一、柳原恒久の4名を選任する。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案 取締役4名選任の件					
吉野 公一郎	38,630	294	0	（注）	可決 99.24
相川 法男	38,631	293	0		可決 99.25
桑原 慎一	38,600	324	0		可決 99.17
柳原 恒久	38,630	294	0		可決 99.24

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）提出日（平成25年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年5月29日）までの間において、当社の資本金の額は以下のとおり増加しております。

平成25年3月27日現在の資本金 （千円）	増加額（千円）	平成25年5月29日現在の資本金 （千円）
2,270,759	27,394	2,298,153

（注）新株予約権の行使による増加であります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第1四半期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	平成25年5月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月26日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 勝基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 得男

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に、新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関する事項が記載されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カルナバイオサイエンス株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、カルナバイオサイエンス株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 3月26日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に、新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関する事項が記載されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月7日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 得男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。